

岩手県監査委員告示第18号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和4年岩手県監査委員告示第29号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年3月31日

岩手県監査委員 岩 淵 誠
岩手県監査委員 佐々木 茂 光
岩手県監査委員 五 味 克 仁
岩手県監査委員 中 野 玲 子

1 監査対象機関名 県南広域振興局農政部

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 令和4年4月26日から同月27日まで

(2) 本監査実施日 令和4年6月15日

3 監査結果の公表の日 令和4年8月9日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
私用車公用使用届出簿の提出を受けずに、旅行命令を行っていたものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	所属の職員に対して、私用車使用届出の徹底を周知するとともに、私用車承認一覧を作成し、既申請者にも共有することで、更新の徹底にも努めることとした。 併せて、私用車による旅行命令の手続を行う際には、承認一覧を作成し、承認することで、再発防止に努める。